

給 水 工 事 に つ い て

R2. 1

【栓数限度】

口 径	栓 数 限 度	口 径	栓 数 限 度
13mm	6 栓	30mm	45 栓
20mm	15 栓	40mm	90 栓
25mm	22 栓	50mm	150 栓

※新設の時は、いかなる場合でも栓数限度の超過は認められない。

【水道新設分担金】

メーター口径	新 設 分 担 金 （ 税 込 ）
13mm	44,000 円
20mm	55,000 円
25mm	110,000 円
30mm	187,000 円
40mm	726,000 円
50mm	1,397,000 円
75mm以上	別途定める

・ 既設のメーターを増径する場合は
新設メーターと既設メーターとの、
差額分を徴収する。

例 13mmから20mmへ増径

$$55,000円 - 44,000円 = 11,000円$$

※ 増径の場合は、水栓所有者名義変更の確認
をしてください。

【給水工事検査手数料】

配 管 最 大 口 径	外 線	内 線 (量水器1個につき)
13mm ～ 20mm	5,000 円	5,000 円
25mm ～ 40mm	10,000 円	10,000 円
50mm ～	30,000 円	30,000 円

※一部配管の変更・撤去
メーター位置移動等

一律 1,000 円

【臨時用（工事用）水道料金】

- ・ 基本料金（2カ月 40m³まで） 6,000円（税抜）
- ・ 超過料金（1m³ごと） 140円（税抜）

【道路占用関係書類提出先】

- ・ 香 美 市 道 … 香美市役所建設課
- ・ 県道・国道195号線 … 中央東土木事務所
- ・ 国 道 32 号 線 … 土佐国道事務所

※土木事務所等への提出は市から占用許可を出しますので、
添付書類等作成して環境上下水道課へ提出

○ いずれの場合も警察署に「道路使用許可申請書」を提出すること。

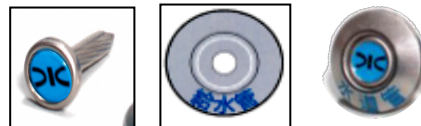
【配水管からの分岐】

- ・ 分岐部には原則として、サドル、PEP用継ぎ手を使用すること。
- ・ 分岐口径がφ40mm以上の場合は原則として、割T字管を使用すること。
- ・ サドル分水栓により铸铁管を穿孔する場合は、防食コアに適合する挿入機を使用し、
防食コアを挿入すること。

		分岐管（PE管）						
管種	口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75以上
被分岐管 ・ 硬質塩化ビニル管 ・ 耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	13							
	20							
	25	鉄製チーズ継手				分岐不可		
	30	(V×P)等使用						
	40							
	50					割T字管		
	75	サドル分水栓				割T字管	割T字管	
	100以上					・ サドル分水栓		
铸铁管	75		サドル分水栓			割T字管	割T字管	
	100以上					・ サドル分水栓		

【給水管路の埋め戻し・明示】

- ・宅地内の埋設深度は以下とする。
 - ① 車両が通行する場合：GLから0.6m以上
 - ② 車両が通行しない場合：GLから0.3m以上
 - ③ サドル分水栓分岐を伴う場合：GLから0.4m以上
- ・管路の埋め戻しにあたっては、管上15cmは保護砂とする。15cm以上からは碎石とし、1層の厚さが20cm以下になるよう敷き均し、転圧すること。
- ・道路部の給水管については、埋設深度の半分の位置に埋設表示シートを設置すること。
- ・給水管については管上テープを巻くこと。
- ・管径40mm以上の給水管については道路部に限らず、埋設表示シート・表示ピンを設置すること。
- ・給水管の官民境界等に表示ピンを設置すること。
給水ピンは傘に「給水管」、
ピンに「青下地の水」と記入されたものを使用



呼称	ピン小	表示盤	表示名
寸法	φ 14.8×32.5	φ 30×5	給水管

【宅地内止水栓の設置】

- ・宅地内に止水栓を設置する必要があるときは、H=300～600mmとする。
- ・φ 40mm以下は、ボール止水栓とする。
- ・φ 50mm以上は、ソフトシール仕切弁とする。
- ・原則として、開発等で配水管を設置するときはHPPEの融着施工とする。

【メーター止水栓の設置】

- ・φ 25mm以下は、流量調整、逆止弁、副栓付き伸縮止水栓とする。
(伸縮止水栓内部にゴム等のコマがないものを推奨する)
- ・φ 30mm以上は、副栓付止水栓及び逆止弁とする。
- ・上流側（本管側）は原則として、PEP継ぎ手のロングベント等を使用し交換に支障がないものを使用する事。

【減圧弁の設置】

- ・施工前に常圧の測定を必ず行い、0.5MPaを超える場合は市職員に連絡すること。
- ・常圧が0.5MPaを超える場合、減圧弁の設置を施主、元受け業者等に相談すること。
また、設置をしない場合は給水装置が破損する可能性がある旨を伝え、竣工届に確認の署名・押印をもらうこと
- ・常圧が0.6MPa以上の場合は必ず設置すること。

【3階以上の給水方式について】

- ・原則として、2階までを直結直圧式とする。
- ・3階以上10階以下の建物については、以下のどちらかの方式とする。
 - 直圧増圧式(使用圧力0.75MPa以下の増圧装置で給水が可能な場合に限る)
 - 直結直圧式及び貯水槽水道方式を併用

【宅地開発について】

- ・施工前に必ず、市職員による材料検査を受けること。
- ・配水管を設置するときは**HPPEの融着施工**とする。
- ・原則として、管末にはドレンを設置すること。
- ・水压テストは自記録計を使用すること。(0.75MPa・15分 2回)
- ・下記施工資料を管理資料としてフラットファイルにて作成し、提出すること。
 1. 完成図面
 2. 水压試験記録表
 3. 施工写真（材料検査・施工前後・施工中）
※管路の様子がわかるように、詳細に撮影すること。
 4. 道路占用関係書類の写し

【その他】

- ・細部については、事前に市職員と協議のうえ施工すること。

香美市環境上下水道課
TEL： 0887-53-3110
FAX： 0887-53-3051

給水工事申請についての注意点

①給水工事についての調査

- ・ 給水工事の調査について、環境上下水道課にある資料については、旧設計書等によりある程度把握できますが参考としてください。現地を必ず確認して止水栓等の有無、位置の確認等を行い設計してください。審査については、給水申請書を受取ってからになります。

②給水工事の設計書（申請書）について

- ・ 給水工事の給水工事設計書（給水工事申請書）の審査については、受領してから1～2週間程度かかりますので、工事までに余裕をもって提出してください。

※令和2年4月までは「給水工事設計書」ですが4月以降は様式変更となり「給水工事申請書」となります。以下申請書と記述します。

- ・ 申請書添付書類に外線図面を記載する場合は、配水管からメーターボックスまでの平面・断面・掘削断面・立面図面等を記載してください。
- ・ 「臨時用」、「一般」の専用給水申請書はそれぞれ記入してください。
- ・ 提出書類の不備等ある場合は、その都度電話連絡で確認を取りますので、設計担当者の名前を記載するようにしてください。
- ・ 申請書については、必ず工事前に提出してください。工事に着手してからの提出などは指定停止一ヶ月などの罰則にあたることがあります。
- ・ 提出後、工事内容に変更等出た場合は必ず連絡をしてください。

③道路占用許可申請について

- ・ 道路占用は、市道等の場合は建設課へ申請し、占用許可書のコピーを環境上下水道課へ提出してください。
- ・ 県道及び国道については、市から土木事務所等へ申請をするため、必要書類を揃えて環境上下水道課へ提出してください。

必要書類・ 占用申請書

・ 位置図

・ 平面図、断面図等の図面

・ 現地写真

・ 一七条地図、要約書

・ 通行制限に関する届出書

・ 位置図

・ 安全管理図

・ 現地写真

④工事許可及び⑤分担金

- ・ 市からの工事許可は申請書を返した時が工事許可になります。返された申請書、チェックシートを確認してから着工してください。
- ・ 分担金の納付書は、申請書を返す時に渡しますので、竣工検査までに納付してください。

⑥臨時メーターの取り扱い

- ・ 新築工事の際に水道メーターが現地にある場合は、一般開栓となりますので、環境上下水道課へ連絡をして開栓手続きをしてください。
- ・ 現地に水道メーターがなく、水を使いたい場合は、専用栓給水申請書を提出して申請書が帰ってきてから環境上下水道課にメーターを取りに来てください。

⑦外線立会

- ・ 香美市では配水管からの引き込み工事（外線工事）をするときは立会をしますの
で、工事をする一週間前までに必ず連絡をしてください。

⑧竣工書類の提出

- ・ 施工後、5日までに申請書及び竣工届を提出してください。
- ・ 竣工届に記載されている内容を確認し、常圧が高い場合は施主に器具への負担があることの説明をしておいてください。
※施主に常圧の説明があったかの確認を取る場合もあります。

⑨竣工検査

- ・ 検査前に図面等の確認をし、検査時に訂正が無いようにしてください。
- ・ 分担金が未納の場合は検査を実施しません。
- ・ 検査日の予約については、1週間前までに連絡してください。
- ・ 提出書類の不備などの指示があった場合は、遅滞なく提出してください。
- ・ 図面と著しく違っており、修正を指示しても修正書類等の提出がない場合や不誠実な対応をする場合は、検査を取りやめにする場合があります。また、業務改善が見られない業者で検査中に不備があった場合は直ちに検査を中止します。

